

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



- アフラックのホームページ(<https://www.aflac.co.jp/>)上で、**いつでもご覧いただけ**る「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません**。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック
コールセンター
通話料
無 料

0120-5555-95

受
付
時
間

月曜日～金曜日
9:00～18:00
土曜日
9:00～17:00
※祝日・年末年始
を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます



ご契約者様専用サイト

**アフラック
よりそうネット**

ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

[かんたんアフラック 検索](#)

※法人契約の場合はご利用いただけません。



《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「定期保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にございますのでお問い合わせください。

ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは
(募集代理店)

- 本冊子に記載の保障内容などは、2025年9月現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉

Aflac
アフラック

アフラックは代理店制度を採用しています。

募集代理店は、当社以外の保険商品を取り扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

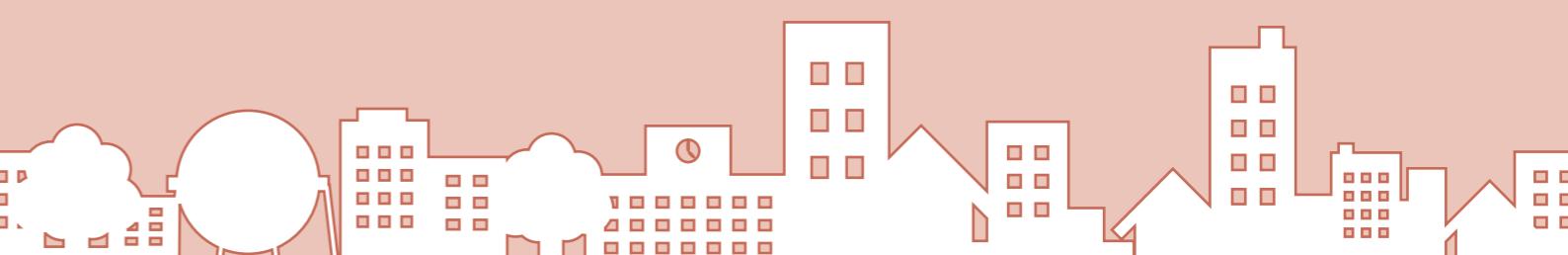
お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

◆ ◆ ◆
家族に毎月届く生命保険



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。



保存版

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01~12

契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 保険の特長・しくみは?
- どんなときに月払年金などが支払われるの?
- 保険料払込みの流れは?
- 契約できる条件は?

など

注意喚起情報

P.13~23

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項やお客様にとって不利益となる事項を記載しています。

- 告知とは?
- 申込みを撤回したいときは?
- 保障の開始はいつ?
- 月払年金を請求するときは?

など

その他重要事項

P.24~25

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたいポイントなどを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1 この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2 支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。ご契約に際しては「注意喚起情報」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ

- 01 「家族に毎月届く生命保険GIFT(ギフト)」の特長 … 02
- 02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) … 04

給付金・保険金など

- 03 月払年金などのお支払い … 06
- 04 契約者配当金・解約払戻金 … 08

保険料

- 05 保険料の払込方法 … 08
- 06 保険料払込みの流れ … 08
- 07 保険料に関する留意事項 … 11

ご契約のお引受け

- 08 お引受けの条件 … 12

01 「家族に毎月届く生命保険GIFT(ギフト)」の特長

特長
1

万一のとき、毎月のお給料のように受け取れます。

保険期間中に死亡したときや高度障害状態になったとき、毎月のお給料のように月払年金で大切なご家族の生活をサポートします。

特長
2

タバコを吸わない人は保険料が安くなります。

「ノンスモーカー割引特約」を付加すると「非喫煙保険料率」が適用となり、保険料が安くなります。

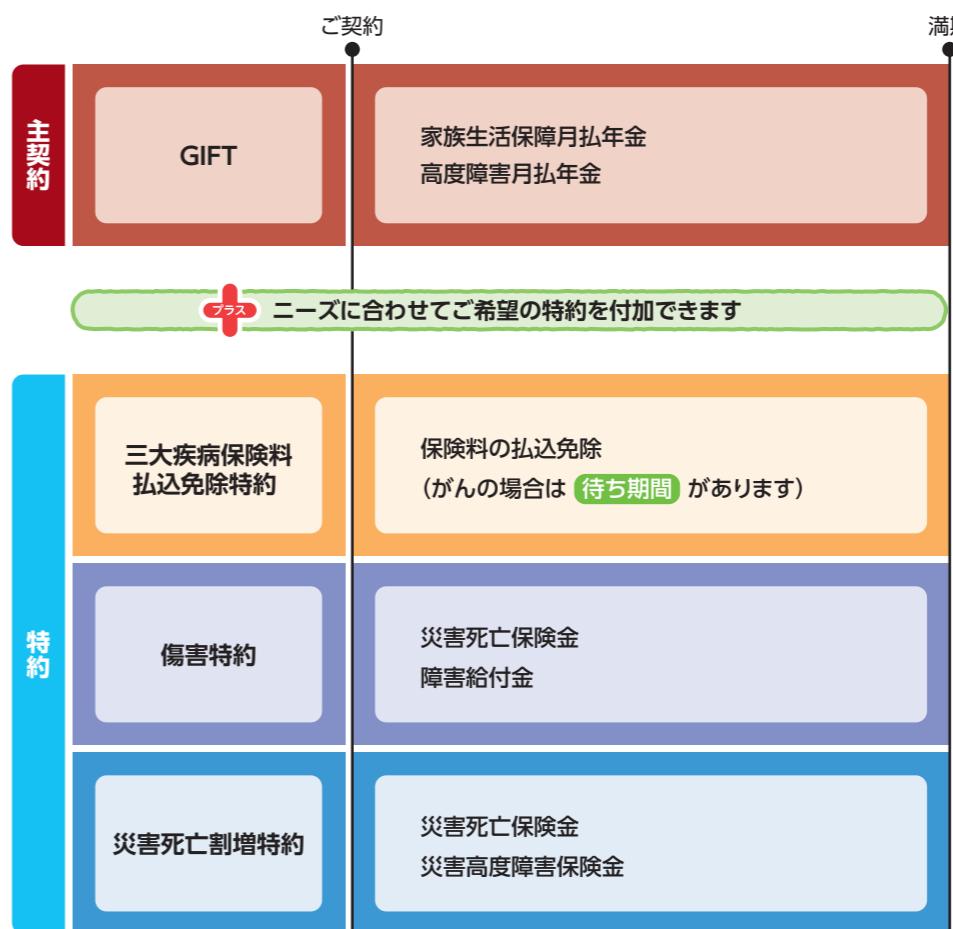
特長
3

ニーズに合わせてご希望の特約を付加できます。

下記の特約を付加して、保障を充実させることができます。

三大疾病保険料 払込免除特約	三大疾病 <small>用語</small> により所定の状態に該当した場合に、保険料の払込みを免除します。
傷害特約	不慮の事故または感染症による死亡や、不慮の事故による身体障害を保障します。
災害死亡割増特約	不慮の事故または感染症による死亡・高度障害を保障します。

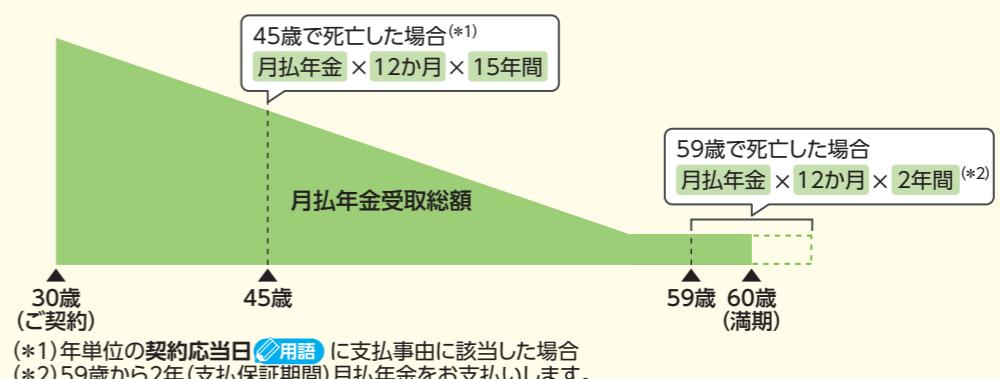
「家族に毎月届く生命保険GIFT(ギフト)」(以下「GIFT」といいます)しくみ図



月払年金受取総額は死亡したときの年齢によって変わります。

将来必要な生活資金の変化に合わせて、月払年金受取総額は死亡したときの年齢によって変わります。

〈例〉30歳で60歳満期(支払保証期間2年)に契約した場合



●「三大疾病」とは
がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。



●「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

GIFT

保険期間・保険料払込期間、支払保証期間、性別などによって契約年齢が異なります。

正式名称: 家族生活保障保険(無解約払戻金型)

販売名称: 家族に毎月届く生命保険GIFT

保険期間 ・ 保険料 払込期間	男性		女性		男性		女性	
	支払保証期間		支払保証期間		支払保証期間		支払保証期間	
	2年	6年	2年	6年	2年	6年	2年	6年
50歳満期	—	満18歳～ 満40歳	満16歳～ 満24歳	満16歳～ 満40歳	—	満21歳～ 満40歳	満20歳～ 満24歳	満20歳～ 満40歳
51歳満期	—	満18歳～ 満41歳	満16歳～ 満27歳	満16歳～ 満41歳	—	満20歳～ 満41歳	満20歳～ 満27歳	満20歳～ 満41歳
52歳満期	—	満18歳～ 満42歳	満16歳～ 満28歳	満16歳～ 満42歳	—	満20歳～ 満42歳	満20歳～ 満28歳	満20歳～ 満42歳
53歳満期	—	満18歳～ 満43歳	満16歳～ 満29歳	満16歳～ 満43歳	—	満20歳～ 満43歳	満20歳～ 満29歳	満20歳～ 満43歳
54歳満期	—	満18歳～ 満44歳	満16歳～ 満30歳	満16歳～ 満44歳	—	満20歳～ 満44歳	満20歳～ 満30歳	満20歳～ 満44歳
55歳満期	—	満18歳～ 満45歳	満16歳～ 満31歳	満16歳～ 満45歳	—	満20歳～ 満45歳	満20歳～ 満31歳	満20歳～ 満45歳
56歳満期	満27歳～ 満35歳	満18歳～ 満46歳	満16歳～ 満32歳	満16歳～ 満46歳	満28歳～ 満33歳	満20歳～ 満46歳	満20歳～ 満32歳	満20歳～ 満46歳
57歳満期	満23歳～ 満37歳	満18歳～ 満47歳	満16歳～ 満34歳	満16歳～ 満47歳	満27歳～ 満34歳	満20歳～ 満47歳	満20歳～ 満34歳	満20歳～ 満47歳
58歳満期	満19歳～ 満39歳	満18歳～ 満48歳	満16歳～ 満34歳	満16歳～ 満48歳	満26歳～ 満34歳	満20歳～ 満48歳	満20歳～ 満34歳	満20歳～ 満48歳
59歳満期	満18歳～ 満40歳	満18歳～ 満49歳	満16歳～ 満35歳	満16歳～ 満49歳	満24歳～ 満36歳	満20歳～ 満49歳	満20歳～ 満35歳	満20歳～ 満49歳
60歳満期	満18歳～ 満41歳	満18歳～ 満50歳	満16歳～ 満36歳	満16歳～ 満50歳	満22歳～ 満36歳	満20歳～ 満50歳	満20歳～ 満35歳	満20歳～ 満50歳
61歳満期	満18歳～ 満42歳	満18歳～ 満51歳	満16歳～ 満36歳	満16歳～ 満51歳	満20歳～ 満37歳	満20歳～ 満51歳	満20歳～ 満36歳	満20歳～ 満51歳
62歳満期	満18歳～ 満43歳	満18歳～ 満52歳	満16歳～ 満38歳	満16歳～ 満52歳	満20歳～ 満38歳	満20歳～ 満52歳	満20歳～ 満37歳	満20歳～ 満52歳
63歳満期	満18歳～ 満44歳	満18歳～ 満53歳	満16歳～ 満40歳	満16歳～ 満53歳	満20歳～ 満38歳	満20歳～ 満53歳	満20歳～ 満37歳	満20歳～ 満53歳
64歳満期	満18歳～ 満44歳	満18歳～ 満54歳	満16歳～ 満41歳	満16歳～ 満54歳	満20歳～ 満39歳	満20歳～ 満54歳	満20歳～ 満39歳	満20歳～ 満54歳
65歳満期	満18歳～ 満45歳	満18歳～ 満55歳	満16歳～ 満42歳	満16歳～ 満55歳	満20歳～ 満40歳	満20歳～ 満55歳	満20歳～ 満39歳	満20歳～ 満55歳
70歳満期	満18歳～ 満50歳	満18歳～ 満60歳	満16歳～ 満46歳	満16歳～ 満60歳	満20歳～ 満47歳	満20歳～ 満60歳	満20歳～ 満44歳	満20歳～ 満60歳
75歳満期	満18歳～ 満55歳	満18歳～ 満65歳	満16歳～ 満49歳	満16歳～ 満65歳	満20歳～ 満55歳	満20歳～ 満65歳	満20歳～ 満48歳	満20歳～ 満65歳
80歳満期	満18歳～ 満63歳	満18歳～ 満70歳	満16歳～ 満62歳	満16歳～ 満70歳	満20歳～ 満63歳	満20歳～ 満70歳	満20歳～ 満61歳	満20歳～ 満70歳

「指定代理請求特約(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる月払年金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶詳しくは [しおり「指定代理請求特約」について](#)をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。ただし、「三大疾病保険料払込免除特約」のがん(悪性新生物)の保障の開始までには3か月の待ち期間があります。

▶保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.17~18](#) をご確認ください。

付加できる特約

正式名称	保険期間・ 保険料払込期間	契約年齢	
		男性	女性
三大疾病保険料 払込免除特約	主契約と同一		
傷害特約			
災害死亡割増特約			

「ノンスモーカー割引特約」について

被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当している場合に、「ノンスモーカー割引特約」(非喫煙割引特約)を付加すると、「GIFT」「三大疾病保険料払込免除特約」の保険料は、非喫煙保険料率となり、通常の保険料(標準体保険料率)より安くなります。

▶詳しくは [しおり「ノンスモーカー割引」について](#)をご確認ください。

●非喫煙保険料率の適用について

- ・満20歳以上で過去1年間に喫煙したことのない被保険者が対象となり、告知に加えて所定の喫煙検査が必要です。
※喫煙していない場合でも受動喫煙などによって喫煙者と判断され、非喫煙保険料率が適用できない場合があります。
- ・喫煙状況について、故意または重大な過失によって、事実と違うことを告知された場合は、当社は「非喫煙割引に関する告知義務違反」として本特約を解除することができます。この場合には、「GIFT」の基準年金月額の減額などを行います。

●留意事項

- ・本特約を中途付加することはできません。
- ・本特約のみを解約することはできません。

保険料についてはパンフレット「保険料表」、「ご提案書」などをご確認ください。

「リビング・ニーズ特約」について

被保険者の余命が6か月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。

▶詳しくは [しおり「リビング・ニーズ特約」について](#)をご確認ください。

○補足

- ・特約のみのお申込みはできません。
- ・「リビング・ニーズ特約」以外の特約は中途付加できません。

03 月払年金などのお支払い

▶▶参照 しおり 「GIFT」について

具体的な支払額については「パンフレット」「ご提案書」などをご確認ください。「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

支払事由などは、概要や代表事例を示しています。

主契約名称	月払年金	受取人	支払事由	支払額	支払事由の詳細／制限の例		
GIFT	家族生活保障月払年金	家族生活保障月払年金受取人	保険期間中に死亡したとき	基準年金月額	<ul style="list-style-type: none"> 支払事由が生じた日を第1回月払年金の支払日とし、以後「GIFT」の保険期間満了日まで、第1回月払年金支払日の毎月の応当日に月払年金をお支払いします。 保険期間満了までの期間が支払保証期間(2年または6年)に満たない場合でも、2年間または6年間は月払年金をお支払いします。 家族生活保障月払年金と高度障害月払年金は重複してお支払いしません。 月払年金を一時金でお支払いした場合、「GIFT」は消滅します。 		
	高度障害月払年金	被保険者	保険期間中に所定の高度障害状態になったとき				
特約名称	保障内容	免除事由			免除事由の詳細／制限の例		
三大疾病保険料払込免除特約	保険料払込免除				<ul style="list-style-type: none"> つぎの免除事由に該当した場合は、その後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。 		
					<p>①初めてがんと診断確定されたとき ※がんの保障開始には、3か月の(待ち期間)があります。詳しくは「注意喚起情報 P.17~18」をご確認ください。 なお、3か月の(待ち期間)の間にがんと診断確定された場合、保険料は免除されません。急性心筋梗塞・脳卒中を対象として保障を継続します。診断確定日から6か月以内に契約者からの申し出があった場合、「三大疾病保険料払込免除特約」は無効となります。</p>		
					<p>②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術を受けたとき ③急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、継続20日以上の入院をしたとき ④保険料払込免除事由が発生した後に到来する最初の月単位の契約応当日以後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。</p>		
特約名称	保険金・給付金	受取人	支払事由		支払事由の詳細／制限の例		
傷害特約	災害死亡保険金	家族生活保障月払年金受取人	保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ・不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ・所定の感染症によって死亡したとき	災害保険金額	<ul style="list-style-type: none"> 災害死亡保険金のお支払いに際して、同一の不慮の事故によりすでに障害給付金をお支払いしている(またはお支払いする)場合には、その障害給付金の支払額を災害保険金額から差し引いてお支払いします。 障害給付金の支払額は、災害保険金額に所定の給付割合「10%(第6級)~100%(第1級)」を乗じて得た金額となります。 ※給付割合は、身体障害状態の程度によって決まります。 障害給付金のお支払いは、保険期間を通じ給付割合を通算して100%を限度とします。 		
	障害給付金	被保険者	保険期間中に、不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になったとき	災害保険金額×所定の給付割合			
災害死亡割増特約	災害死亡保険金	家族生活保障月払年金受取人	保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ・不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ・所定の感染症によって死亡したとき	災害保険金額	<ul style="list-style-type: none"> 災害死亡保険金と災害高度障害保険金の重複支払いはありません。 災害高度障害保険金をお支払いした場合、「災害死亡割増特約」は高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します。 		
	災害高度障害保険金	被保険者	保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ・不慮の事故によって180日以内に所定の高度障害状態になったとき ・所定の感染症によって所定の高度障害状態になったとき				
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	被保険者	余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額 ^{用語} を基準として計算した金額	<ul style="list-style-type: none"> 「GIFT」の保険期間満了前1年以内は、リビング・ニーズ保険金の請求・受取りができません。 将来の家族生活保障月払年金の受取額のうち、被保険者が指定する保険金額 支払額は、指定保険金額から保険金請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息・保険料相当額を差し引いた金額 		

用語

●「指定保険金額」とは

- 将来の家族生活保障月払年金の受取額のうち、被保険者が指定する保険金額
- 支払額は、**指定保険金額**から**保険金請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息・保険料相当額**を差し引いた金額

04 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶解約払戻金について、詳しくは [しおり 解約と解約払戻金について](#)をご確認ください。

契約者配当金	「GIFT」および特約には、 契約者配当金がありません 。
解約払戻金	「GIFT」および特約には、 解約払戻金がありません 。

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。

※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

団体・集団取扱(月払)

●給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。

●集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

★**契約日**：第1回保険料払込み日の属する月の1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★**保障の開始(A)**：待ち期間がある保障 第1回保険料払込み日の属する月の1日から3か月経過した日の翌日

★**保障の開始(B)**：待ち期間がない保障 第1回保険料払込み日の属する月の1日

〈例〉保険料払込み日が25日の場合



補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

保険料の払込方法

05 保険料の払込方法

●保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。

●具体的な保険料についてはパンフレット「保険料表」、「ご提案書」などをご確認ください。

▶▶保険料払込期間について、詳しくは [02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間など\)](#) P.04~05 をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

※保険料の払込経路 [用語](#) によっては払込方法が限定される場合があります。

06 保険料払込みの流れ

▶▶参照 [しおり 保険料のお払込について](#)

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体・集団取扱」など)により異なります。

なお、「三大疾病保険料払込免除特約」のがん(悪性新生物)の保障の開始までには「待ち期間」(保障されない期間)があります。

▶▶保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.17~18](#) をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を附加した場合

この特約は団体・集団によっては取扱いをしていない場合があります。

詳細は当社または募集代理店にお問い合わせください。

個別取扱(月払)

★**契約日**：申込みおよび告知がともに完了した月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★**保障の開始(A)**：待ち期間がある保障

申込みおよび告知がともに完了した月の翌月1日から3か月経過した日の翌日

★**保障の開始(B)**：待ち期間がない保障

申込みおよび告知がともに完了した時

(*1)申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。

電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

(*2)「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

用語

「払込経路」とは

保険料を払い込む方法(経路)のこと、「個別取扱(口座振替など)」「団体・集団取扱(給与控除または集金代行)」などがある

次ページへ続く

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱(月払)

1 | 第1回目の保険料から口座振替の場合

★契約日^{(*)1}：申込み・告知と第1回保険料振替がともに完了した日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★保障の開始(A)^{(*)2}：待ち期間がある保障

申込み・告知および第1回保険料振替がともに完了した日から3か月を経過した日の翌日

★保障の開始(B)^{(*)2}：待ち期間がない保障

申込み・告知および第1回保険料振替がともに完了した時

(*)1)第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日の属する月の翌月1日」となります(この日の満年齢で保険料が決まります)。

(*)2)第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、保障の開始(A)は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日」から3か月を経過した日の翌日となります。保障の開始(B)は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 | 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

★契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★保障の開始(A)：待ち期間がある保障

申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した日から3か月を経過した日の翌日

★保障の開始(B)：待ち期間がない保障

申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した時

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。

※27日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります。

団体・集団取扱(月払)

●給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。

●集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

★契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日
(この日の満年齢で保険料が決まります)

★保障の開始(A)：待ち期間がある保障

申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した日から3か月を経過した日の翌日

★保障の開始(B)：待ち期間がない保障

申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した時

〈例〉保険料払込日が25日の場合



補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

07 | 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

●当社所定の身体障害状態に該当した場合、主契約・特約の以後の保険料の払込みが免除となります。

▶詳しくは [しおり「GIFT」のお支払について](#)をご確認ください。

●「三大疾病保険料払込免除特約」を付加すると、三大疾病で所定の状態になった場合、主契約・特約の以後の保険料の払込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、三大疾病保険料払込免除特約を解約することができます。解約後の保険料は三大疾病保険料払込免除特約を付加していない場合の保険料になります。

▶詳しくは [しおり「三大疾病保険料払込免除特約」について](#)をご確認ください。

保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。

▶詳しくは [しおり 保険料の前納](#)をご確認ください。

保険料の高額割引制度

基準年金月額15万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。

保険料については「パンフレット」「ご提案書」などをご確認ください。

08 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります(法人契約は除きます)。
- 被保険者の健康状態や仕事の内容などによっては、お申込みをお引受けできない場合やご希望の契約内容ではお引受けできない場合があります。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

●相談・照会・苦情について●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶詳しくは [注意喚起情報 P.23](#) をご確認ください。

注意喚起情報

- 1** この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 03** 正しく告知していかないと、ご契約を解除することがあります。 16
05 月払年金などをお支払いできないことがあります。 19
08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。 22 など

- 2** ご契約に際しては**「契約概要」**のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している**「ご契約のしおり・約款」**を必ずお読みください。

もくじ

ご契約に際して

- 01** 反社会的勢力に該当する場合 14
02 お申込みの撤回または解除 15
03 告知義務 16
04 保障の開始 17

給付金・保険金、保険料など

- 05** お支払いできない場合 19
06 月払年金などのご請求 20
07 ご契約の無効および失効・復活 21

ご契約の解約・乗換え・見直し

- 08** 解約と解約払戻金 22
09 新たな保険契約への乗換えや 22
10 ご契約の見直し 22

その他留意事項

- 10** 保険会社の業務または財産の 23
11 状況が変化した場合 23
11 相談・照会・苦情の窓口 23

反社会的勢力に該当する場合

01

反社会的勢力に該当する場合、
保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力(*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

お申込みの撤回または解除

02

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
 - ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
(第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお払込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)
 - ②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)
- お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

スマホは
こちらから



●当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

●郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ①記入日 | ⑤契約者の住所・電話番号 |
| ②撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥被保険者名 |
| ③契約者の自署・フリガナ | ⑦保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④契約者の生年月日 | ⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号

アフラック 契約部 撤回担当行

●当社が指定した医師の診査を受けた場合

●すでに契約したご契約の内容を変更する場合



●「撤回」とは

ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取り下げるこ

つぎの場合には、
お申込みの撤回等ができません。

●当社が指定した医師の診査を受けた場合

●すでに契約したご契約の内容を変更する場合

告知義務

▶ 参照 しおり お申込にあたって

03

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することができます。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねするところについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることができます。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「月払年金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- 一部特約のみをお断り
- お申込みをお断り



「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することができます。

「告知義務違反」として保険契約を解除することができるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、月払年金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、月払年金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、解除用語の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、月払年金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

保障の開始

04

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。
保障によって「責任開始期(日)」が異なります。

A	待ち期間がある 「三大疾病保険料払込免除特約」のがん(悪性新生物)の保障
B	待ち期間がない 上記以外の保障

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

責任開始期(日)

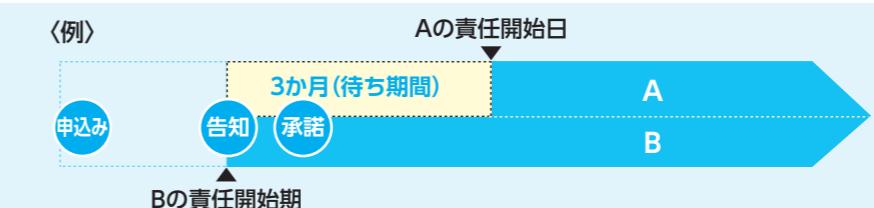
Aの保障:「申込みおよび告知がともに完了した日」(*1)から3か月を経過した日の翌日(*2)

Bの保障:申込みおよび告知がともに完了した時

(*1)申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。

電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

(*2)「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。



団体・集団取扱

責任開始期(日)

Aの保障:「第1回保険料の払込日の属する月の1日」から3か月を経過した日の翌日

Bの保障:第1回保険料の払込日の属する月の1日



次ページへ続く ▶

前ページからの続き

2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱、団体・集団取扱 共通

責任開始期(日)

Aの保障：「告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した日(*)」から3か月を経過した日の翌日

Bの保障：告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した時(*)

(*) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日(時)」となります。



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

05

お支払いできない場合

▶ 参照 しおり お支払いできない場合について

月払年金などを
お支払いできないことがあります。

- 責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故や、責任開始期(日)より前に発病した病気を原因として高度障害状態に該当した場合
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、月払年金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 月払年金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または月払年金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合

〈例〉保障の開始から3年以内の被保険者の自殺

上記以外にも、月払年金などをお支払いできないことがあります。

▶ 詳しくは [契約概要 P.06~07](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

●「失効」とは

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため月払年金などは支払われない)

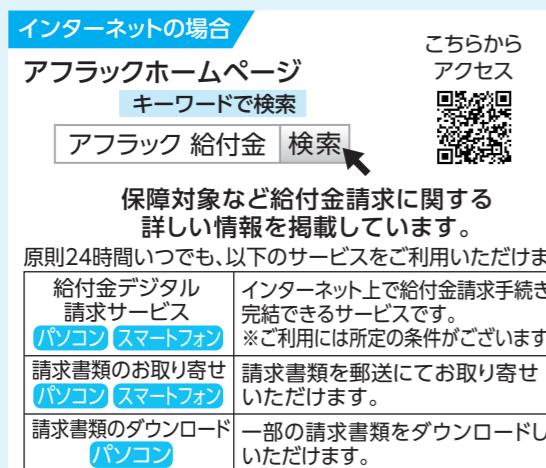
月払年金などのご請求

▶ 参照 しおり ご契約後について

06

月払年金などのご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 月払年金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。月払年金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。**



- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.06~07** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる月払年金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます（法人契約で受取人が法人の場合を除きます）。
- ▶ 詳しくは **しおり「指定代理請求特約」について** をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。



契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

ご契約の無効および失効・復活

▶ 参照 しおり 保険料のお払込みについて

07

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります**。
- 第1回保険料のお払込みがなかったため、ご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります**。
- ▶ 詳しくは **しおり 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効** をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらためて告知をしていただき、必要な保険料のお払込みを行っていただきます（保険契約の内容によっては、当社が指定した医師の診査や健康診断書などの書類の提出が必要な場合もあります）。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。

- 復活を承諾した契約の「復活日」は、未払込保険料の払込みもしくは告知（保険契約によっては診査）のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。

解約と解約払戻金

▶▶参照 しおり ご契約後について

08

解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。
- 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによって異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

▶▶詳しくは しおり 解約と解約払戻金について をご確認ください。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

09

乗換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺行為などが適用の対象となります。

▶▶詳しくは 03 告知義務 P.16 をご確認ください。

- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。



健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した月払年金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の月払年金額などが削減されることがあります。

▶▶詳しくは しおり 「生命保険契約者保護機構」についてをご確認ください。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

相談・照会・苦情の窓口

11

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料 無料 0120-5555-95 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2 ご契約に際しては**「契約概要」「注意喚起情報」**のほか、ご契約に
関するとりきめを詳しく記載している**「ご契約のしおり・約款」**を
必ずお読みください。

もくじ

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ) 25

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。